

ながさき健康経営推進事業所認定制度実施要領

1.目的

この事業は、長崎県と全国健康保険協会長崎支部が実施する「健康経営」宣言事業の対象とならない個人事業所等において、職場の健康管理の環境整備を实践する事業所の増加を図り、長崎県民の健康づくりの推進および健康寿命の延伸の実現を目指すことを目的とする。

2.対象

長崎県内に事業所を有し、全国健康保険協会長崎支部に加入していない個人事業所等

3.事業概要

- (1)長崎県国保・健康増進課において「認定基準」を策定する。(別紙1)
- (2)長崎県国保・健康増進課で「健康経営」に取り組む事業所を募集する。
- (3)ながさき健康経営推進事業所への認定を希望する事業所は、別紙2に定めるながさき健康経営推進事業所認定申請書を県に提出する
- (7)認定した事業所には、認定証を作成し国保・健康増進課長印により交付(送付)する。

4.認定要領

申請書を提出した事業所を、「認定基準」(別紙1)に基づき長崎県で認定する。
申請内容によっては現地調査を行う場合もある。

5.認定証有効期間

認定された日から3年間有効とする。

6.認定後の取り扱いについて

認定証の更新を希望する場合は、認定証有効期間が満了する1ヶ月前までに別紙2に定めるながさき健康経営推進事業所認定申請書を提出する。

7.個人情報

事業所情報も個人情報と同じ取り扱いとし、長崎県の規程に従って、適切に管理する。

この要領は令和3年 6月 1日から施行する。

(別紙1)

認定基準

次の五つを満たすものをながさき健康経営推進事業所として認定する

1. 特定健診受診向上への取り組み

評価基準: 従業員(40歳～74歳の労働安全衛生規則44条で定められた定期健康診断対象者)の80%以上が特定健康診査を受診している。

健康診査を受診できない特別の事由がある従業員については受診率算定に含めない。

2. 健診受診結果による治療の徹底と保健指導の活用への取り組み

評価基準: 1.の特定健康診査で該当となった特定保健指導対象者の50%以上が初回面談を受けている。

3. 事業所全体で継続的な健康増進の取り組みや改善に向けた取り組み

評価基準: 「運動・身体活動を促進する取り組み」を行っていることを必須要件とする。

4. 禁煙・受動喫煙対策に関する取り組み

評価基準: 取り組みを行っている。

5. メンタルヘルスへの取り組み

評価基準: 取り組みを行っている。